

令和2年2月25日

ご面会のご家族の皆様へ

総合福祉施設 やすらぎの園

県内における新型コロナウイルス感染症による 館内面会制限について（お願い）

このことについて、厚生労働省より2月24日付の通知（下記「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」参照）を受け、**緊急時の場合のみ**下記に従い、面会を受け付けることとしました。

ご家族の皆様におかれましては今般の事情について何卒ご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

■緊急面会（入館）時の徹底事項

◆**緊急やむを得ない場合のみ面会を受付とします。**

・ 事務所へ声を掛けて下さい。

・ 体温計による計測をお願いします。

※ 37.5℃以上の発熱のある方の面会はお断りとします。

・ マスク着用にて面会（入館）をお願いします。

・ 手洗い・アルコールの徹底をお願いします。

※施設玄関に設置してあります『洗面台にて手洗い及びアルコールにて手の洗浄』をお願いします。

■社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について

(2/24 付厚生労働省通知)

面会については、感染経路の遮断という観点で言えば、可能な限り緊急やむを得ない場合を除き、制限することが望ましい。少なくとも、面会者に対して、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には面会を断ること。

以上